ITEMに参加される方へ

医療機器業公正競争規約の展示関連説明

2020年度版

公取協JIRA支部

2019/11/6 展示実施要項説明会



説明内容

- 1. 規約上の注意点
- 2. 会場入場券について
- 3. ITEMや学会において注意すること

ITEMに参加される方へ 規約上の注意点

医療機器業公正取引協議会が、 景品表示法に基づき 消費者庁と公正取引委員会から 認定を受けた 公正競争規約が適用されます。



医療機器業界の自主ルール

正常な商慣習の確立のために

- 1倫理綱領社会に対し、良いことをする
- ② 企業行動憲章事業行動に対する企業経営者の責務
 - ③ プロモーションコード 良いことをするために守るべきこと、 してはいけないことを例示
 - 4 公正競争規約 景品類提供の制限



- ITEMで注意すること -

入場カード引換券の配布方法について

入場カード引換券はJRCが顧客等を招待するもので、事業者の皆様にはJRCに代わって、入場券を配布していただいています。事業者が医療関係者に無償提供しているのではありません。

<配布方法>

- ■入場カード引換券を顧客にお渡しする際は、JRCの指定封筒に入れてください。
- ITEM入場カード引換券自体には社印や社名の押印や表示はしないこと。

自社の招待であるとの疑いを受けないように配布してください。

形状見本(サンプル)の配布はできません

学会等の併設展示場で形状見本を配布することは、規約上の要件を充たせませんので、 会場での形状見本の提供はできません。



自社展示場の来場者への記念品

来場記念品

- ■学会等にふさわしく、学会等で使用でき、来場者に等しく配付するものであり、文具類やこれに類する物品で、少額・適正なもの。
- ■市価で1千円を超えない範囲のもの。









ーー ITEMで注意すること ー 自社展示場の来場者への記念品

配布できるもの

- ■文具類(筆記用具・メモ帳類)
- ■カタログ等資料を入れる袋
- ■モバイル用品(ノートパソコン等のモバイル機器を使用する上で有用な物品) 例えば、USBメモリー、SDカード等

これ等に該当しないものはITEMの来場記念品にはできません。

ーー ITEMで注意すること アンケート調査への謝礼は

アンケートとは

市場調査の一環として、医療機関等又は医療担当者等に対して行う質問形式の調査で、マーケティング計画立案の参考にすることを目的として実施するものである

- ■アンケート調査の謝礼は、1千円を越えない範囲と決められています。(現金はダメ)
- ■アンケート調査の謝礼はアンケートへの回答 (役務)に対する対価です。名目的なアンケートに 対する謝礼は規約に違反します。



来場者に食品類(飲料・菓子類・飴等を提供することはできません。

- ※例外として、次の場合は茶菓を提供できます
 - ■**商談時**にパーテション等で仕切られた商談コーナー内で茶菓を提供すること。
 - ■展示ブースが狭く商談コーナーを設けられない場合に、

商談時に商談スペースである事を明示した場所で茶菓を提供すること。

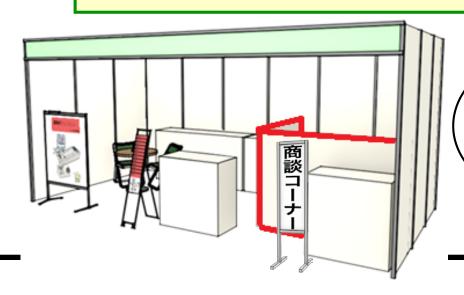
第三者が見て商談や打ち合わせの際の社会的儀礼の範囲内での接遇であると認識できること。

JIRA-

学会会場の展示ブースにおける コーヒー等の茶菓の提供

自社の展示ブース内のパーティション等で仕切られた商談コーナー又は相談コーナーで、商談中などに提供する場合





付切られた 商談コーナーでの 商談中の提供は、 制限されないよ





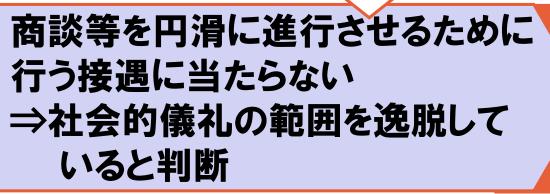
パーティション等で仕切られた商談コーナー等を 設けることができないような場合

第三者がみて、商談や打合せの際の社会的儀礼の範囲内での 接遇であると認識できる。





通路でコーヒー、菓子等を来場者に配ること ⇒来場者の自社ブースへの誘導





商談のためにお客様と飲食する場合

■接待とは、商談・会議等を円滑に進行させるために副次的に行うものです。

(まず商談があること)

■一人当たり10,000円を超える接待はできません。 また、2次会は禁止されています。

きょう応・・・飲食物や娯楽等の提供それ自体を 目的とし、接待の範囲を超えるもの。 きょう応は 不当は取引誘引行為として規約違反になります。



- ITEMで注意すること -

学会での案内等の手伝いについて

- ■要請に応ずる場合は、複数社で対応して ください。
- ■同一資本系列(子会社等)や自社代理店との対応は、複数社とは認めていません。
- ■お手伝い程度の簡易な作業であること。
- ■1社1日、1~2名。



公取協の会員ではないので規約の 制限は受けない!??

- ■公取協の会員でなくとも、不当な景品類は法令で禁止されています。
- ■規約を参酌したうえで、景品表示法の適用を受けます。

■ITEMは多くの医療担当者が訪れる展示会です。 規約を守って、適正なプロモーションを行いま しょう。

ITEM会場内に公取協ブースが 設営されています

- ■規約の周知を行い、相談を受け付けます。
- ■会場内を見回り監視を実施します。
- ■規約に抵触すると思われる場合は、その場で違反行為を中止するよう求めることが有ります。

最後に

規約をご理解いただき遵守 していただくようお願いいた します。

